
開催日時：平成30年5月30日(水) 13:30～15:55
場所：湯梨浜町役場 第1・2会議室
出席者：委員14名(19名中5名欠席)
オブザーバー：重松総務課長、杉原子育て支援課長、斉藤建設水道課長、
岩崎教育総務課長、尾川生涯学習・人権推進課長補佐(代理欠席)
事務局：上井企画課長、西川企画課長補佐

1. 開会 司会進行 企画課長

2. 町長あいさつ

3. 委員会について

検討体制について、企画課長より説明。

その後、第1回委員会ということもあり、出席者が簡単な自己紹介を行う。

4. 委員長・副委員長の選任について

湯梨浜町学校跡地施設等設置要綱第5条第2項に基づき、委員長及び副委員長は互選により定めることになっているが、立候補者がいなかったため、事務局で推薦した方を発表し、承認を求める。

委員長 山田修平氏(学識経験者)

副委員長 山田一男氏(福祉関係団体代表：湯梨浜町社会福祉協議会会長)

全会一致で承認された。

5. 協議

(1) 検討委員会の役割・目的について

(2) 検討のスケジュールについて

(3) 検討の進め方について

事務局から一括で説明(以下、要旨)

○検討委員会の役割

- ・町が最終的にはどういった施策を行っていくか、どういった利活用をしていくか検討していくことになるが、この委員会は町が有効な利活用を検討していくための総論を提示していく機関と考えている。
- ・具体的にはこの委員会でどういった利活用が有効なのかを検討していき、それを報告書にまとめ、町長へ報告という手順となる。

○利活用方針策定の目的

- ・平成31年4月の中学校の統合に伴い、現在の北浜中学校、東郷中学校は閉校し、今使用している施設は学校としての用をなさなくなるため、早期に施設の利活用を検討していく必要がある。
- ・この検討委員会ではまず施設の現状を知っていただき、町が今後進めていく事業を踏まえながら、利活用に向けてどういった方法があるか、多角的な角度から最適な利用方針について、協議・検討を進めていくことになる。

○検討対象施設

北浜中学校、東郷中学校、羽合体育館

○検討にあたっての視点

利活用の検討にあたっては行政需要、財政負担、施策効果などを考慮の上、活用方法の妥当性や雇用・財源創出など現実的な視点から検証し、最適な方法を検討していきたい。

・行政需要への対応

「総合計画」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」などの行政計画や重要施策との整合性が図られており、町民全体の利益という観点に立って、総合的な行政需要へ対応するものかどうか

・特性、強みから得られる施策効果の総合的な検討

北浜中、東郷中は立地特性、地域とのつながり（関連性）や歴史もそれぞれ異なる。各跡地（施設）の特性からくる強み（利点）から得られる施策効果はどんなものであるか

・財源投入の妥当性

土地整理、耐震補強工事を含む改修費用や維持管理に要する経費と利活用によってもたらされる利益との比較（費用対効果分析）の上、具体的な利活用を行った場合将来世代に過度な財政負担を強いることなく、適正な水準の負担を負うことが可能か

こういった視点で検討していくことになるが、現在の跡地（施設）の置かれている状況で考慮すべき点も何点かある。北溟中、東郷中ともに町の指定避難所であるという点、北溟中学校に隣接する羽合体育館は、北溟中の第二体育館的な施設として、部活動の使用がメインであるが、（位置づけは）社会体育施設であり、社会体育施設としての利用状況も勘案すべき必要があること、またいずれも築後40年を超え、旧耐震基準（昭和56年以前）に基づき建築された施設であり、耐震補強工事や老朽化による大規模改修が場合によっては必要になること、また土地所有・権利関係の点も留意されたい。北溟中学校は元々、旧羽合町、泊村、北条町による組合立北溟中学校として設置された。旧北条町が組合を脱退し、（町）単独で北条中学校を設置された経緯がある。

○検討スケジュール

資料4に沿って説明。委員会は全5回の開催を計画しており、最終の第5回検討委員会を10月半ばに開催する予定としたい。10月半ばに最終会を開催する理由としては、スピード感をもって協議をするのはもちろん、来年度（平成31年度）の予算要求時期は12月であり、逆算すると10月半ばには結論を出していく必要があるためである。

○検討の進め方のイメージ

・具体的にどういった形で進めていくのだが、今回の第1回委員会では委員会の役割・目的確認や現地視察を行うといった施設の状況確認をメインとしている。

・第2回から第4回で具体的な検討に入っていく。課題の把握・整理をしたうえで、最初に全体の利用計画を描きながら、個別の跡地（施設）の利用計画について検討を深めていきたい。

第2回では課題の把握・整理として立地特性や町の財政状況、事業を行っていくための様々な制約も伴ってくるが、その辺りの法的整理を行った上で出てくる課題を明らかにしながら、どういった施策（事業）ができるのかといった行政需要の拾い出しを行う。第3回では出てきた行政需要を検証しながら、全体利用計画を作成。第4回では立地特性や地域性を考慮の上、個別利用計画を検討していく。

・第5回委員会ではあくまで総括としての位置づけとし、報告書のまとめを行っていくこととしたい。第2回から第4回までの検討内容を踏まえながら、事務局が報告書素案を作成し、最終調整を行っていく。

その後は町に報告書を提出。町が報告書などをもとに活動方針案を作成し、住民にパブリックコメントとして提示し、広く意見を募る予定である。最終的には町が総合的に判断し、予算化して議会に提案することとなる。

✓質疑応答

☆ ……委員 → ……事務局

☆ 検討にあたっての考慮すべき点として、土地所有権利関係のことを言われたが、もう少し詳しい説明をお願いします。

→ 北溟中を例に出させていただきます。元来、羽合町、泊村、北条町の二町一村が組合立ということで、中学校を設立していた。(土地等の)権利関係がそれぞれ3分の1ずつの持分で所有していたが、北条町が単独で中学校を設立、脱退された後もそのままになっており、現在に至っています。いざ跡地利用を行うときには、権利関係を整理していく必要があるかと考えています。

☆ 権利関係の整理については、町が当然されますよね。

→ はい。町が行っていきます。

その他は特に質疑なし。

委員長 それでは、委員会が今日を入れて全5回、ハードな日程になってきますが、ご協力よろしくをお願いします。

6. その他

委員長 それでは「6 その他」についてですが、事務局から説明をお願いします。

事務局 一点目はこの会の情報公開についてです。資料4「学校跡地施設利用検討委員会検討スケジュール表」にも記載していますが、検討経過は決定までのプロセスを透明化するといったことから、ホームページに掲載し、公表していく予定で考えています。

根拠は「設置要綱」の第6条第2項に明記され、「湯梨浜町情報公開条例第22条の規定により、公開する。ただし同条第1号又は第2号の規定により、会議の全部又は一部を公開しないことができる」ものとされています。つまり原則公開としますが、内容によっては非公開にもできるということです。

例えば検討を進めていく中で、例えば企業誘致という選択肢もでてくるかもしれません。その際に企業名だったり事業を営む特定の個人名だったり、(土地等)権利関係などの話の中で個人名が出てきたりすることもあるかと思われます。つきましては公表にあたって、権利利益を害する可能性のある情報や検討委員会の公正・円滑な審議運営を妨げる可能性がある部分については非公表とし、それ以外を公表とし、会議録をホームページに掲載し、発信していきます。

二点目ですが、今回の会議は平日の昼間で設定させていただきました。次回以降の会議ですが、委員さんの中にはお仕事のため、昼間の会議はなかなか出にくかったりする方もおられるのではと思います。本来は全員の方に協議を行っていただくべきですので、次回以降の会議時間について、皆様にお諮りしたいと思います。

選択肢は3案ございまして、1案としては第1回と同様に平日の昼間に開催。時間としては13時半から15時半、2案としては平日の夜に開催。時間は19時から21時まで、3案として昼間と夜間と交互に開催ということで、皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

委員長 日によって、昼間がいい日、夜間がいい日とあるのではないのでしょうか。次回の日程だけでも決めさせていただきたいと思います。

事務局 次回の会議ですが、事務局で考えている日時は3案あります。1案は7月4日(水)の19時から21時、2案は7月5日(木)の13時半から15時半、3案は7月5日(木)の19時から21時までです。

出席不可の日時に挙手していただいたが、票が割れてしまった。

欠席委員にも出席不可の日時を事務局より聞いた上で、第2回委員会の開催日を決定することとする。

7. 現地視察と概要説明

現地視察に行く前に跡地(施設)の概要についての説明を行う。

事務局 これから北浜中学校、東郷中学校の現地視察に赴くわけですが、その前に大雑把にイメージをつかんでいただくために、資料6、航空写真、検討施設の位置図等で概要を説明いたします。

資料6以降の説明については、教育総務課長からお願いします。

教総課長 では資料の確認ですが、資料6、航空写真が周りのエリアの入ったものと敷地をアップしたものと二種類あります。また最後に学校の平面図をつけています。この3つの資料を並行しながら説明させていただきます。

北浜中、東郷中のだいたいの位置については、皆様おわかりだと思いますが、改めて説明させていただきます。

まず北浜中ですが、住所は「はわい長瀬」ですが、エリアとしては田後のあたり、味想や丸合などのスーパー、そして天神川にも近い位置にあります。そして敷地をアップした地図をごらんいただきたいのですが、向かって西側に運動場などがあり、南の方が一周二百メートルのグラウンド、

北側に野球場、ソフトボール場があります。

また校舎ですが、南側から北側にかけて校長室などの管理棟・特別教室棟、教室棟、体育館、技術棟があります。さらにその北側にプール、テニスコートがあります。町道については南北と東西に縦断して走っています。

羽合体育館は校舎と町道をはさんで、東側に位置し、旧羽合町時代は町民体育館と呼ばれていました。その南側には勝美印刷があります。

次に土地の概要ですが、ごらんのとおりたくさんの筆(区画)となっており、実際には43筆存在し、総面積は47,737㎡です。

昭和45年度に建築を行い、校舎の大規模改造を平成8年度に行っています。また近年では体育館を平成23年度に改修していますので、体育館については、当面使用可能な施設であります。

土地規制については、多数の法律がありますが、代表的なものとしては本町においては旧羽合町、旧東郷町、泊村の公共道路の一部が都市計画区域の指定となっており、北溟中も東郷中も都市計画区域内にあります。都市計画の指定の中には市街化区域、市街化調整区域、非線引き区域とあるわけですが、本町の場合は非線引き区域となっています。非線引き(区域)とは例えば家を建てる時建ぺい率とか容積率の規制がありますが、本町では建ぺい率は70%、容積率は400%以内でないと建てるできません。災害危険度については本町ではハザードマップを作成していますが、北溟中の場合は洪水想定浸水深が0から0.5m未満となっています。維持管理費ですが、平成30年度予算ベースでは電気代が220万、上下水道代が276万、修繕費が110万です。その他の維持費が264万程ありますが、内訳としては灯油などの燃料費、警備委託料、法的な点検費、例えば電気点検や消防点検費などです。

次に羽合体育館です。所管は生涯学習・人権推進課になります。通常は北溟中学校柔道、剣道、卓球部が利用していますし、夜間は社会体育施設としてバドミントンやバスケットの愛好者が利用されています。

土地については4つの筆(区画)で構成されています。建築は昭和49年であり、当時は体育館の床は下がコンクリートでその上に薄い緑色のラバーを張っていました。その後床を全面張り替えて、今は通常の体育館のように板張りとなっています。土地規制や災害危険度等については北溟中と同じエリアでありますので、同様です。維持管理費については平成30年度ベースで電気代が3万円、上下水道代については北溟中の支出の中に含まれています。

続きまして、東郷中です。松崎駅の南側、東郷川から東に入ったところに位置しています。地名は「久見」です。校舎の後方に山があります。

では校舎の配置ですが、西側にグラウンドがあります。グラウンドの南半分のエリアは東郷中学校の所管となっています。北半分は東郷運動場ということで所管は生涯学習・人権推進課になっていますが、授業や野球部の部活動でも利用しています。その他、旧東郷町のときには町民ソフトボール大会などが開催されていました。

東郷中ですが(航空写真中)一番手前がプールになっています。その奥が体育館で、その一番奥に小体育館があります。それと真正面にあるのが教室棟で、二つあります。南側が特別教室棟、北側が普通教室棟、さらにその北側に部室棟があります。

土地、建物の概要ですが、登記年月日が平成19年となっていますが、旧東郷町では国土調査が進んでおらず、国土調査によって面積を計測し、改めて登記変更を行ったのがその年月日であります。屋内運動場が3施設に分かれています。一番上の1,027㎡と次の200㎡と登記上では二つ建物が存在していますが、実質は一つの建物で合計で1,227㎡です。その下の屋内運動場は小体育館のことです。

建築年次は昭和36年で、大規模改造を平成5年に行っています。土地規制については、北溟中と同様に都市計画区域内の非線引きです。災害危険度についてはこちらもハザードマップを引用しましたが、災害想定区域外となっています。維持管理費は平成30年度予算ベースで合計で約450万となっています。

最後に東郷中学校のグラウンドの北側に位置する東郷運動場について説明いたします。住所は久見で、グラウンドとその横に駐車場スペースがありますので、ご承知おきいただければと思います。

委員 そこ(駐車場)も跡地利用の検討対象ですか？

教総課長 そうです。駐車場も東郷運動場ということで対象です。利用状況については、通常は東郷中野球部が利用していますし、一般住民がそこでグラウンドゴルフをするなどの利用がなされています。その他土地規制、災害危険度などは東郷中と同様です。維持管理費については東郷中学校の支出の中に含まれています。

✓質疑応答

☆ 北溟中について、長瀬インターですか、道路を建設する計画がありますが、北溟中に対してどれ位の位置で建設される予定ですか？それによって、人の流れが変わってきます。跡地利用の観点から今の状況を教えていただきたいのですが。
→ 詳細はまだ決定していません。今は北溟中の西側、天神川との間に開通する案が浮上しています。

☆ 建物は原則耐震工事をしないということですか。耐震工事をしないと利用はし
たらいけないのか。例えば羽合体育館だが、どの程度の頻度で利用されているか
わからないが、将来はもしも必要であれば建設されるのですか。

→ 北溟中体育館は平成23年に耐震基準に基づいて改修しています。

☆ 東郷中はしていませんか。

→ 基本的に、耐震工事は階層が3階建以上の建物対象になるということがあります。

☆ そうであっても、公共の建物は原則耐震工事をしなさいという方向で進んでい
ると思います。一般の企業にとっては、耐震工事は実際大変なことで、費用面か
らもやめたい位ですが、昭和56年以前に建設された学校やその他公共施設につ
いては基本的には耐震工事をしなければならないのではないですか？

☆ 東郷中の体育館は昭和58年に作り直していますので、耐震基準には適合して
います。

→ でも校舎は古い。

委員長 他には意見がないようだったら、事務局より感想様式の説明をお願いします。
ます。

事務局 資料の最後に現地視察に行かれた感想を記入する様式をつけています。
忌憚のない意見を記入いただき、次回第2回検討委員会の資料の一つにし
たいと思います。提出期限を第2回検討委員会の1週間前くらい、6月2
9日までをお願いします。提出は企画課のほか、東郷・泊各支所に持参、
メールやファックスでの提出でも結構です。

この後、北溟中、東郷中の現地視察を実施。